

## 文化ファッション大学院大学研究活動行動規範

### (目的)

第1条 この行動規範は、文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）の研究への信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、日本学術会議声明「科学者の行動規範改訂版（平成25年1月25日）」に準拠し、本大学院において研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という）及びこれを支援する者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (研究活動の定義)

第2条 この行動規範における「研究活動」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学術論文作成等のための観察、実験、文献・資料調査、現地調査等の諸活動（以下「学術研究」という）
- (2) 作品制作等のための諸活動
- (3) 教育カリキュラムの開発・改善等のための諸活動
- (4) その他上記各号に準ずる諸活動

### (研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術・作品の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、感性、経験を活かして、人類の健康と福祉、文化の発展、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

### (研究者の姿勢)

第4条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を学術的に示す最善の努力を払う。また、制作した作品については、しかるべき場での公表に努める。

### (社会の中の研究者)

第5条 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、学術・技術、文化・芸術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### (社会的期待に応える研究)

第6条 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成並びに文化の発展へ向けた期待に応える責務を有する。

(学術研究の説明と公開)

第7条 研究者は、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(学術研究利用の両義性)

第8条 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動の公正性)

第9条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

- 2 研究者は研究成果を論文や制作発表などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。
- 3 研究においては、学術研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究費の適正使用)

第10条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国民の税金を原資とする公的資金、企業等からの寄付金等であることを留意した上で、研究者には第6条に定める広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、研究費の適正な使用を徹底するとともに研究費の不正使用を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第11条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(基本的人権への配慮)

第12条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

(他者との関係)

第13条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価

し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第 14 条 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現並びに文化の発展を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な学術的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(学術的助言)

第 15 条 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で学術的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、学術的助言の質の確保に最大限努め、同時に学術的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する学術的助言)

第 16 条 研究者は、政策立案・決定者に対して学術的助言を行う際には、学術的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令等の遵守)

第 17 条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則ならびに本大学院の定める「研究倫理指針」「研究活動不正防止及び対応に関する規程」等の諸規程を遵守する。

(差別の排除)

第 18 条 研究者は、研究・教育・学会活動ならびに展示等の活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、学術的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第 19 条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に

対応する。

(研究を支援する者の責務)

第 20 条 本大学院において研究活動を支援する事務職員等は、この行動規範に反する行為を為さず、不正行為の発生を防止するように努める。また、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究活動の整備に努める。

(改廃)

第 21 条 この行動規範の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

## 附 則

この行動規範は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。